

市第 42 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例及び

横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

<人事委員会勧告概要 勧告日：平成 23 年 10 月 27 日>

公民給与の較差▲3,033 円（▲0.76%）を解消するため、月例給を引下げ

【給料表の改定】

- ・初任給は据え置き、若年層は引下げを緩和、高齢層の引下げを強める

1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

行政職員給料表等の 5 つの給料表について、初任層を除き、給料月額を引き下げます。

※その他、法改正に伴う条文の文言整理を行います。

[第 1 条]

2 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

特定任期付職員の給料表について、給料月額を引き下げます。

[第 2 条]

3 その他

平成 23 年 12 月期の期末手当の調整措置について

年間の公民較差相当分を解消させる観点から、23 年 12 月期期末手当で減額調整を行います。

内容：

12 月期期末手当

 -

①+②

 =

支給額

① 平成 23 年 4 月 1 日に職員が受けるべき給料等*の合計額に、号給ごとの引下げ率に応じた比率を乗じて得た額に、同年 4 月から給与改定が施行されるまでの月数（8 月）を乗じて得た額

② 平成 23 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に、号給ごとの引下げ率に応じた比率を乗じて得た額

*給料等…給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、
管理職手当、教職調整額

[附則第 16 項]

4 施行期日

平成 23 年 12 月 1 日